

身分証明書として利用できます

顔写真付き住民基本台帳カード

市では、住民基本台帳ネットワークシステムのサービスの一つとして、希望する人に住民基本台帳カード(住基カード)を交付しています。住基カードは、顔写真付きと顔写真なしの2種類あります。特に顔写真付き住基カードは、金融機関などでの口座開設、戸籍の謄・抄本や住民票の請求など、公的な身分証明書が必要ときに利用できます。

申請手続き

申請者本人が手続きをしてください。

※15歳未満の人が申請する場合は、事前に問い合わせてください。

必要なもの

●運転免許証やパスポートなど、公的機関が発行した顔写真付きの証明書(以下「顔写真付き証明書」)

※顔写真付き証明書を持っていない人は、健康保険証を持参してください。

印鑑

●写真(縦45mm×横35mmで上半身・無帽・正面・無背景で6か月以内に撮影したもの)

※申請窓口で無料撮影できます。

申請場所

市民生活課、各支所住民室

住基カードの交付

●即日交付
市民生活課へ、顔写真付き証

明書と健康保険証などの証明書の両方を持参し、申請すること

で、即日交付を受けることができます。

※発行に時間を要するため、午後4時までに手続きをしてください。

●後日交付

各支所住民室での申請や顔写真付き証明書以外で申請した場合は、郵便により本人照会を行いますので、後日交付となります。

※住基カードを交付する際に、数字4桁の暗証番号を設定してもらいます。

手数料

500円

有効期限

10年間

転入手続きの特例

●住基カードの所有者が転出する場合、郵送により転出届を済ませることで、窓口への届

け出が転入時の1回で済みま

す。
※転入の際は、住基カードを持参してください。

注意事項

●記載内容に変更が生じた場合は、変更手続きが必要です。

市民生活課、または各支所住民室へ住基カードと印鑑を持参してください。

●転出をしたときは、転入先の窓口で、住基カードを引き続き利用するための手続きをしてください。

●住基カードの暗証番号は、他人に知られないようにしてください。

●盗難、紛失、破損などの場合は、速やかに市民生活課または各支所住民室に届け出てください。

※盗難・紛失の場合は、警察への届け出もしてください。

●住基カードに衝撃を与えたり、折り曲げたりしないでください。

住基カード発行により受けられるサービス

〔公的個人認証サービス〕

国税の申告など、インターネットを利用する行政手続きに必要な「電子証明書」の交付が

受けられます。

利用するには、パソコンに接続するICカード読み取り機が必要です。

●申請手続き

申請者本人が、手続きをしてください。

●必要なもの

住基カード

※顔写真のない住基カードの人は顔写真付き証明書。

●申請場所

市民生活課

※各支所住民室では取り扱いません。

●手数料

500円

●有効期限

3年間

※引越しや婚姻など、電子証明書の内容に変更が生じた場合は失効します。

問い合わせ先

市民生活課管理班

海上支所住民室

飯岡支所住民室

千潟支所住民室

市民生活課

電話

68・2111

57・3111

55・3111

62・5325